

交通権学会ニューズレター『トランスポート21』
第23号(2006年2月1日・発行)掲載記事

鉄道事業者は迷惑行為対策を警察に丸投げするな
- 運賃を徴収する以上は利用客への責任も果たせ -

半沢一宣

2005年11月17日付け『下野新聞』は、栃木県警鉄道警察隊が12日、JR宇都宮駅構内の禁煙に指定されている場所で、警察官の再三の警告を無視して喫煙を繰り返した男性を、鉄道営業法(第34条1号)違反の現行犯で逮捕していたと報じた。

この記事によれば、逮捕された男が喫煙していたのは、改札外のコンコース部分と思われる。男は警察官から喫煙を注意されたときだけ、駅前広場のペデストリアンデッキに移動し、警察官がいなくなると駅構内に戻るのを、何回も繰り返していたとのことである。

この記事の最後には、JR東日本の次のようなコメントが紹介されていた。

「喫煙はあくまでも利用客のマナー。条例で禁止されておらず、職員が強く注意することは難しい。警察と協力し、注意に従わない利用客のマナー改善に取り組んでおり、違反者には教訓となるケースになったと思う」(全文)

私は、かつて何回も暴力事件を誘発した原因でもある迷惑喫煙を「マナーの問題」と決めつけ、ひとごとのようにコメントするJR東日本の姿勢を見て、受動喫煙やそれに起因するトラブル(暴力行為)などの被害から利用客を守るべき、当事者としての責任感が感じられないのが気になった。JR東日本は自ら迷惑行為(喫煙)者を取り締まり利用客を危害から守るべき、事業者としての責任についての言及を回避しているからである。

今回のケースでも、警察が注意や逮捕に踏み切らなければ、問題の男の迷惑喫煙が野放しにされ続けたであろうことは明白である。JR東日本は、迷惑喫煙を自ら取り締まる姿勢を示していないからである。それは同時に、JR東日本が利用客の受動喫煙被害だけでなく、それに起因する暴力事件などの危害発生のおそれをも、放置し続けることを意味する。そして残念ながら、同じことがJR東日本だけでない、国内のすべてと言ってよい鉄道事業者にも当てはまるのが現実であろう。

自ら所有・管理し利用客が往来する施設内であれば、改札外であっても、鉄道事業者がその秩序と治安の保持に責任を負う立場にあることは当然である。同時に、利用客が運賃を払って鉄道を利用する以上、鉄道事業者にはその利用客に対して、出発地から目的地まで安全に送り届ける義務が発生するはずである。しかし、その義務を果たすために必要な迷惑行為の取り締まりを警察に丸投げしているのが、今日の鉄道事業者の実態と言えよう。

法律的に言いかえれば、鉄道事業者は利用客と締結する運送契約において、運賃徴収という債権の所在は主張しながら、利用客の(公衆衛生上や治安上の)安全確保という債務の所在を、一方的に否定していると考えられるのである。

「利用客を目的地まで送り届けさえすれば、その途中で(受動喫煙に起因する)病気にかからせたり(暴力事件に発展して)ケガを負わせたりしても、鉄道事業者には一切責任はない」という論理が正当化されれば、鉄道施設内では迷惑行為に注意したくてもできない風潮が、拡大再生産されるのは必至である。そのような、お金を払ってまで自己責任で利用しなければならない鉄道など、国民から反感を買い、愛されなくなって当然であろう。

かつて鉄道は、乗り合わせた利用客同士の語らいを通じて人生観を広げたり、互いに注意しあうことで公衆マナーを身につけるなど、社会教育の場としても機能していた。しか

交通権学会ニューズレター『トランスポート21』第23号（2006年2月1日・発行）掲載記事
「鉄道事業者は迷惑行為対策を警察に丸投げするな 運賃を徴収する以上は利用客への責任も果たせ」

し今日、社会教育の場としての機能は、鉄道から失われてしまった。そのことや若年層を中心とした鉄道離れが進んだことと、施設内の秩序保持に鉄道事業者が責任を持たなくなってしまったこととが、無関係ではあるまいと考えているのは、私だけであろうか。

（2005年12月9日・記）